

八尾市下水道条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第14条 略 (使用料の徴収) 第15条 略 2 使用料は、 <u>毎月</u> 徴収する。 3 略 第16条～第27条 略	第1条～第14条 略 (使用料の徴収) 第15条 略 2 使用料は、 <u>2月ごとに徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、1月ごと又は随時に使用料を徴収することができる。</u> 3 略 第16条～第27条 略